

地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程

平成26年4月1日

規程第32号

(この規程の目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立秋田総合病院職員就業規則（平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規則第1号。以下「就業規則」という。）第32条ならびに地方独立行政法人市立秋田総合病院有期雇用職員就業規則（平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規則第2号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第21条第1号および第2号の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）に勤務する職員（就業規則第2条第1項および有期雇用職員就業規則第2条第1号から第3号までに規定する職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令および労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当および勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類する。

2 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

3 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

- ア 医療職給料表(1)
- イ 医療職給料表(2)
- ウ 医療職給料表(3)

4 前項に規定する各給料表の適用範囲は、別に定める。

5 すべての職員の職は、第1項に規定する級のいずれかに格付し、第3項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(昇給の基準)

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員にあっては、1号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 前各項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

6 就業規則第24条の規定により採用された地方独立行政法人市立秋田総合病院職員の再雇用に関する規程(平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第15号。以下「再雇用規程」という。)第3条第1項に規定する職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

7 地方独立行政法人市立秋田総合病院の任期付職員の採用等に関する規程(平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第14号。以下「任期付職員規程」という。)第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下「任期付職員」という。)の

給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

8 第1項から第5項までの規定は、任期付職員には、適用しない。

第5条 就業規則第24条により採用された再雇用規程第3条第2項に規定する職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 任期付職員規程第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等規程第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時等における号俸の調整等）

第6条 就業規則第17条に規定する休職（第32条に規定する労働組合専従の期間を含む。）又は休暇のため勤務しなかった職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

2 就業規則第15条第1項の規定により出向等をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、その者の号俸を調整することができる。

（給料等の支給）

第7条 給料およびこの規程で定める給与（通勤手当、寒冷地手当、期末手当および勤勉手当を除く。次項において同じ。）の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から月の末日までとする。

2 各給与期間の給与の支給日は、別に定める。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、その他の職員で給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料

を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第9条 休職、退職又は解職の者が、事務引継又は残務整理のため、特に命令を受けて業務に従事したときは、その従事した日数に応じ、在職中の例により日割計算によって給与を支給する。

(給料の調整額)

第10条 給料の調整額は、医療職給料表(2)の適用を受ける職員(栄養士を除く。)に対し、給料の月額に100分の4を乗じて得た額を支給する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母および祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび同表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの(副院長又は診療局長の職務に従事するものに限る。)(次条において「事務職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第13条 扶養手当は職員が次に掲げる場合に該当し、給与も減額されるときにおいても減額されないものとする。

(1) 第21条の規定により給与を減額された場合

(2) 就業規則第50条の規定により減額の処分を受けた場合

(地域手当)

第14条 地域手当は、東京都のうち特別区の地域に在勤する職員および規則で定める地域に在勤する職員ならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員(再雇用職員および任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)に支給する。

2 地域手当の額は、給料、管理職手当および扶養手当の月額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 東京都のうち特別区の地域に在勤する職員 100分の20

(2) 前項に規定する規則で定める地域に在勤する職員 規則で定める割合

(3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の16

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万1,500円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)

を支払っている職員（別に定める職員を除く。）

(2) 第18条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万1,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万1,500円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,500円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使

用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(4) 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル以上2キロメートル未満であつて通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とし、又は自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万8,100円を超えない範囲内で別に定める額（再雇用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、就業規則第45条第1項に規定する修学部分休業（以下この項において「修学部分休業」という。）をしている職員および就業規

則第46条第1項に規定する高齢者部分休業（以下この項において「高齢者部分休業」という。）をしている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

(4) 前項第4号に掲げる職員 2,600円（再雇用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、修学部分休業をしている職員および高齢者部分休業をしている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の翌月の別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、別に定める。

（日割計算）

第17条 第8条第1項もしくは第2項、第10条又は第14条の規定により給料、給料の調整額又は地域手当を支給する場合であって、給与期間の初

日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その支給額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(単身赴任手当)

第18条 勤務地の異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 国もしくは地方公共団体の職員又は他の地方独立行政法人の職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快又は不健康な勤務、強度が著しく高い勤務又は特殊な条件下の勤務およびこれらに準ずる特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事する職員に支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給範囲および支給額は、別に定める。

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して支給する。

2 管理職手当の額は、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額¹の100分の25を超えてはならない。

(給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合を除く外、その勤務しない1時間について第29条に規定する勤務1時間当りの給与額（以下「時間給」という。）を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間について、時間給に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。

第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務

時間」という。) 外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間について、時間給に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 再雇用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規程第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間について、時間給に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等規程第11条第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間について、時間給に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間につ

いて前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第23条 職員には、正規の勤務日が勤務時間等規程第12条第1号および第3号に規定する休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）および勤務時間等規程第12条第2号に規定する休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 祝日法による休日等（勤務時間等規程第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等規程第12条に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第4条および第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）および年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間について、時間給に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間について時間給の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第25条 第21条に規定する時間給および第22条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じた

ときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第20条第1項に規定する職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する場合 同号の規定による勤務1回につき、当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める額

(2) 前項第2号に規定する場合 同号の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において別に定める額

(宿日直手当)

第27条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回について、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第22条、第23条第2項、第24条および前条第1項の勤務には含まれないものとする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第28条 第22条および第23条第2項の規定は、管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(時間給の算出)

第29条 時間給は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除した

額とする。

(給料の更正決定)

第30条 理事長は、既に決定した職員の給料が、第3条の規定に合致しないと認めるときは、これを更正し又は更正させることができる。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、次の区分によりこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

区分	期間
勤続1年未満の者	1年以内
勤続1年以上の者	2年以内

3 職員が、前2項以外の心身の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が、満1年に達するまでの間これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第17条第1項第3号および第4号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところに従い、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第3項および前項に規定する職員が、当該各項に規定する期

間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは就業規則第25条の規定により解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条および第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

(労働組合専従者の給与)

第32条 労働組合の業務に専従（以下「労働組合専従」という。）する職員には、その労働組合専従する間は、いかなる給与も支給しない。

(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において現に在職する職員であって常時勤務する者（次条において「支給対象職員」という。）に対して別に定める日にこれを支給する。

第34条 寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある者	その他の世帯主である者	
17,800円	10,200円	7,360円

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 第31条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額

(2) 前号に掲げるもののほか、就業規則第50条の規定により停職にされている職員その他の別に定める職員 零

3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による

額を超えない範囲内で、別に定める額とする。

- (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として別に定める場合
(期末手当)

第35条 期末手当は、別に定める者を除き、6月1日および12月1日（以下この条から第37条までおよび附則第6項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条および第37条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員および別に定める職員を除く。）については、それぞれその日に在職したものとみなし支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、

又は死亡した日現在。附則第6項第4号において同じ。)において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難および責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第50条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条の規定により解雇された職員(同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を地方独立行政法人市立秋田総合病院定款第6条に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に

係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第38条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条および附則第6項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは就業規則第26条第2項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）については、それぞれその日に在職したものとみなし支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、もしくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、又は死亡した日現在。次項および附則第6項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を

加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第35条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第38条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条および次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（再雇用職員等についての適用除外）

第39条 第11条から第13条まで、第15条、第18条、第33条および第34条の規定は、再雇用職員および任期付短時間勤務職員には、適用しない。

（口座振替による支払）

第40条 給与は、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（給与からの控除）

第41条 職員に給与を支給する際には、当該給与から次に掲げる掛金等に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員互助会に対して支払うべき掛金その他の徴収金

(2) 秋田県市町村職員共済組合に対して支払うべき貸付金に係る償還金その他の徴収金および当該共済組合に対する貯金

(3) 労働組合の組合費ならびに労働組合が取り扱う預金および貸付金に係る償還金その他の徴収金

(4) 前3号に掲げる掛金等に準ずると認められるもの

(5) 職員相互間の親睦の会の会費等で別に定めるもの

(秋田市派遣職員の給与)

第42条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の規定により秋田市から法人に派遣された職員（以下「秋田市派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号。以下「秋田市職員給与条例」という。）その他の関係条例等の定めるところにより算定した額を支給することができる。

(委任)

第43条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(引継職員に係る給料の決定)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）のこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級および号俸は、施行日において地方独立行政法人市立秋田総合病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成26年地方独立行政法人市立秋田総合病院細則第5号）の規定により職務の級および号俸が決定された者を除き、施行日の前日においてその者が受けていた秋田市職員給与条例別表第1に規定する行政職給料表（以下「市行政職給料表」という。）および別表第2に規定する医療職給料表（以下「市医療職給料表」という。）による職務の級および号俸とする。

(引継職員に係る経過措置)

3 施行日以後最初に行われる引継職員に係る第4条第2項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの秋田市における当該職員の勤務成績を施行日以後の期間に係る同項の勤務成績に通算するものとする。

4 平成26年6月1日を基準日とする引継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第35条第2項又は第38条第1項の規定の適用については、施行日の前日までの秋田市における当該職員の在職期間又は勤務成績を施行日以後の期間に係る第35条第2項の在職期間又は第38条第1項の勤務成績に通算するものとする。

5 平成33年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項および次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第7項および附則第8項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項および附則第7項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 給料の調整額 当該特定職員の給料月額に対する給料の調整額の月額に100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額に100分の4を乗じて得た額（以下この項および附則第7項において「給料調整額減額基礎額」という。））

(3) 地域手当 当該特定職員の給料月額および給料月額に対する給料の

調整額の月額に対する地域手当の月額に100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額に対する地域手当の月額）

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第35条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額（第38条第4項において準用する第35条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第38条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基

礎額および給料調整額減額基礎額ならびにこれらに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第35条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第38条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(6) 第31条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第31条第1項 前各号に定める額

イ 第31条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第31条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第31条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第31条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
事務職給料表	6級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

6 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての

第21条から第24条までに規定する時間給は、第29条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した時間給から、給料月額および給料月額に対する給料の調整額の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除した額に100分の1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合においては、給料月額減額基礎額および給料調整額減額基礎額ならびにこれらに対する地域手当の月額ならびに寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額）に相当する額を減じた額とする。

8 附則第5項の規定が適用される間、第38条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.925を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合においては、勤勉手当減額基礎額に100分の92.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

9 引継職員に対してなされた秋田市職員給与条例の規定による承認その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

（秋田市派遣職員に係る経過措置）

10 秋田市派遣職員が、その派遣期間中又は派遣期間の終了日の翌日（施行日の翌日から平成31年3月31日までの間に限る。）に就業規則第5条の規定により法人の職員となった場合の給料の決定および経過措置については、附則第2項から第5項の例によるものとする。

（勤勉手当に係る経過措置）

11 当分の間、第38条第2項後段に規定する勤勉手当の額の総額は、同項各号の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

附 則（平成26年5月30日規程第48号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年2月3日規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年2月3日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1および別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第38条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月31日規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員および別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（号俸の切替え）

- 3 切替日の前日において秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成23年秋田市条例第34号）附則第3項の規定により給料を支給されていた職員の切替日後における号俸は、別に定める。

（切替日における給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者（別に定める職員を除く。）には、平成33年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給され

る職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を給料として支給する。

- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に対する第35条第5項(第38条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第35条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第3号)附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則 (平成28年12月26日規程第10号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月26日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)附則第12項ならびに別表第1および別表第2の規定は平成28年4月1日から、改正後の規程第38条第2項および附則第8項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第3号)附則第4

項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年 3月28日規程第12号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(平成31年 3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間は、改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第12条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、改正後の規程第11条第3項および第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび同表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの(副院長又は診療局長の職務に従事するものに限る。))

(次条において「事務職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる配偶者」という。))については1人につき1万円とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を

含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

「(2) 扶

養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶

(4) 扶

養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員と養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達しなった場合（前号に該当する場合を除く。）

った場合（第1号に該当する場合を除く。）

た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至

った場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とある

」

のは「第1号、第2号もしくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶

養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規程第12条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、改正後の規程第11条第3項および第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」とあるのは「扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものならびに医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものおよび同表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（副院長又は診療局長の職務に従事するものに限る。）（次条において「事務職8級職員等」という。））にあつては、3,500円」とし」とあるのは「とし」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とする。

附 則（平成29年12月26日規程第11号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月26日から施行し、改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第3号。以下「平

成28年改正規程」という。) 附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。) は、改正後の規程の規定による給与(平成28年改正規程附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。) の内払とみなす。

附 則(平成30年4月26日規程第3号)

この規程は、平成30年4月26日から施行する。

附 則(平成30年12月21日規程第14号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)(改正後の規程第38条第2項および附則第8項の規定を除く。)は平成30年4月1日から、改正後の規程第38条第2項および附則第8項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第3号。以下「平成28年改正規程」という。) 附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。) は、改正後の規程の規定による給与(平成28年改正規程附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。) の内払とみなす。

附 則(平成31年3月25日規程第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月27日規程第11号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月27日から施行する。
- 2 改正後の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程(以下「改

正後の規程」という。) (改正後の規程第38条第2項および附則第8項の規定を除く。) は平成31年4月1日から、改正後の規程第38条第2項および附則第8項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(地方独立行政法人市立秋田総合病院職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年地方独立行政法人市立秋田総合病院規程第3号。以下「平成28年改正規程」という。) 附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。) は、改正後の規程の規定による給与(平成28年改正規程附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。) の内払とみなす。

附 則 (令和2年3月24日規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日規程第8号)

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日規程第5号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事務職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員お よび任 期付職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,079	195,319	231,564	264,788	290,864	321,370	365,367	410,875
	2	146,187	197,131	233,174	266,701	293,079	323,585	367,985	413,291
	3	147,395	198,943	234,685	268,513	295,395	325,901	370,401	415,808
	4	148,503	200,755	236,295	270,627	297,509	328,116	373,019	418,224
	5	149,610	202,266	237,705	272,339	299,422	330,331	374,932	420,137
	6	150,717	204,078	239,417	274,252	301,737	332,344	377,449	422,453
	7	151,825	205,890	240,927	276,165	304,053	334,559	379,764	424,567
	8	152,932	207,702	242,538	278,279	306,268	336,774	382,281	426,782
	9	154,040	209,313	243,746	280,293	308,181	338,687	384,698	428,796
	10	155,449	211,125	245,256	282,306	310,497	340,902	387,416	430,910
	11	156,758	212,938	246,867	284,421	312,712	342,916	390,034	433,024
	12	158,067	214,750	248,276	286,434	315,027	345,131	392,752	435,138
	13	159,376	216,159	249,787	288,448	317,142	346,943	395,169	436,850
	14	160,886	217,972	251,297	290,562	319,256	348,956	397,484	438,662
	15	162,396	219,683	252,606	292,576	321,471	350,970	399,699	440,676
	16	164,007	221,496	254,015	294,589	323,585	352,984	402,115	442,689
	17	165,316	223,207	255,525	296,401	325,498	354,695	403,928	444,602
	18	166,826	224,919	257,136	298,415	327,512	356,709	405,941	446,415
	19	168,336	226,530	258,848	300,529	329,525	358,521	407,854	448,227
	20	169,847	228,140	260,660	302,543	331,539	360,434	409,666	449,938
	21	171,256	229,550	262,271	304,456	333,250	362,347	411,579	451,751
	22	173,975	231,261	264,083	306,570	335,365	364,260	413,392	453,261
	23	176,592	232,872	265,795	308,584	337,378	366,273	415,204	454,670
	24	179,210	234,483	267,506	310,698	339,492	368,186	417,117	456,181
	25	181,928	235,591	269,419	312,410	340,902	370,200	418,929	457,590
	26	183,640	237,101	271,332	314,524	342,815	372,113	420,439	458,899
	27	185,251	238,510	273,144	316,537	344,728	374,126	421,949	460,208
	28	186,962	239,819	274,957	318,551	346,641	376,140	423,560	461,416
	29	188,472	241,128	276,668	320,263	348,252	377,650	425,171	462,423
	30	190,184	242,336	278,581	322,276	350,165	379,462	426,480	463,128
	31	191,996	243,343	280,494	324,390	352,077	381,275	427,789	463,933
	32	193,708	244,551	282,206	326,505	353,890	382,886	428,997	464,638
	33	195,319	245,860	283,716	327,713	355,803	384,698	430,205	465,342
	34	196,728	246,968	285,629	329,727	357,615	386,107	431,514	466,148
	35	198,238	248,176	287,441	331,639	359,427	387,618	432,823	466,853
	36	199,749	249,485	289,354	333,754	361,139	389,228	434,031	467,457
	37	201,057	250,391	290,965	335,667	362,548	390,638	435,239	467,960
	38	202,366	251,800	292,676	337,580	363,857	391,846	436,045	468,564
	39	203,574	253,210	294,489	339,593	365,267	393,054	436,850	469,168
40	204,883	254,619	296,301	341,506	366,676	394,162	437,655	469,772	

41	206, 192	256, 029	297, 811	343, 419	367, 985	395, 269	438, 260	470, 276
42	207, 501	257, 438	299, 523	345, 332	368, 891	396, 477	438, 964	470, 779
43	208, 810	258, 848	301, 033	347, 144	369, 999	397, 686	439, 669	471, 182
44	210, 119	260, 157	302, 644	349, 057	371, 106	398, 793	440, 374	471, 484
45	211, 226	261, 365	304, 254	350, 567	371, 911	399, 498	441, 179	471, 786
46	212, 535	262, 674	305, 966	351, 977	372, 818	400, 203	441, 985	
47	213, 844	264, 083	307, 577	353, 487	373, 724	400, 907	442, 387	
48	215, 153	265, 392	309, 288	354, 997	374, 630	401, 612	443, 092	
49	216, 260	266, 499	310, 195	356, 608	375, 536	402, 216	443, 596	
50	217, 368	267, 607	311, 705	357, 414	376, 341	402, 820	443, 998	
51	218, 374	268, 916	313, 215	358, 622	377, 147	403, 324	444, 401	
52	219, 482	270, 225	314, 826	359, 628	377, 952	403, 726	444, 804	
53	220, 589	271, 231	316, 437	360, 535	378, 657	404, 129	445, 206	
54	221, 596	272, 339	318, 048	361, 642	379, 362	404, 431	445, 609	
55	222, 502	273, 648	319, 659	362, 548	380, 067	404, 733	446, 012	
56	223, 509	274, 957	321, 169	363, 656	380, 771	405, 035	446, 314	
57	223, 912	275, 863	322, 679	364, 562	381, 275	405, 337	446, 616	
58	224, 818	276, 870	323, 887	365, 267	381, 879	405, 639	447, 019	
59	225, 623	277, 776	325, 095	365, 971	382, 483	405, 941	447, 321	
60	226, 429	278, 883	326, 303	366, 676	383, 188	406, 243	447, 623	
61	227, 134	279, 991	327, 008	367, 079	383, 590	406, 545	447, 925	
62	228, 140	280, 997	327, 914	367, 683	384, 295	406, 847		
63	228, 946	281, 904	328, 720	368, 388	384, 899	407, 149		
64	229, 852	282, 910	329, 525	369, 092	385, 503	407, 451		
65	230, 557	283, 414	330, 431	369, 394	385, 906	407, 754		
66	231, 362	284, 320	330, 834	370, 099	386, 510	408, 056		
67	232, 268	285, 025	331, 539	370, 804	387, 114	408, 358		
68	233, 275	285, 931	332, 344	371, 509	387, 718	408, 660		
69	233, 980	286, 938	333, 150	371, 811	388, 121	408, 861		
70	234, 685	287, 743	333, 854	372, 415	388, 624	409, 163		
71	235, 289	288, 548	334, 559	373, 120	389, 128	409, 465		
72	236, 094	289, 354	335, 264	373, 724	389, 732	409, 767		
73	236, 900	290, 159	335, 767	374, 026	390, 034	409, 968		
74	237, 604	290, 663	336, 371	374, 630	390, 437	410, 271		
75	238, 309	291, 065	336, 875	375, 335	390, 839	410, 573		
76	238, 913	291, 569	337, 479	375, 939	391, 242	410, 774		
77	239, 618	291, 770	337, 781	376, 341	391, 544	410, 975		
78	240, 423	292, 072	338, 284	376, 845	391, 846	411, 277		
79	241, 229	292, 274	338, 687	377, 449	392, 148	411, 579		
80	241, 934	292, 676	339, 190	377, 952	392, 450	411, 781		
81	242, 437	292, 878	339, 593	378, 456	392, 652	411, 982		
82	243, 142	293, 079	340, 097	379, 060	392, 954	412, 284		
83	243, 846	293, 482	340, 600	379, 563	393, 256	412, 586		
84	244, 551	293, 784	341, 103	379, 865	393, 457	412, 788		

	85	245,155	294,086	341,405	380,268	393,658	412,989		
	86	245,860	294,388	341,808	380,771	393,960			
	87	246,565	294,690	342,312	381,174	394,262			
	88	247,270	295,093	342,714	381,577	394,464			
	89	247,773	295,395	343,016	381,979	394,665			
	90	248,276	295,797	343,419	382,483	394,967			
	91	248,578	296,099	343,922	382,886	395,269			
	92	248,981	296,502	344,325	383,288	395,471			
	93	249,283	296,703	344,526	383,590	395,672			
	94		296,905	344,929					
	95		297,207	345,433					
	96		297,610	345,835					
	97		297,811	346,037					
	98		298,113	346,439					
	99		298,516	346,842					
	100		298,918	347,144					
	101		299,120	347,446					
	102		299,422	347,849					
	103		299,825	348,252					
	104		300,127	348,654					
	105		300,328	349,158					
	106		300,630	349,560					
	107		301,033	349,963					
	108		301,335	350,366					
	109		301,536	350,869					
	110		301,939	351,272					
	111		302,342	351,574					
	112		302,644	351,876					
	113		302,845	352,380					
	114		303,046						
	115		303,348						
	116		303,751						
	117		303,952						
	118		304,154						
	119		304,456						
	120		304,758						
	121		305,161						
	122		305,362						
	123		305,664						
	124		305,966						
	125		306,268						
再雇用 職員		188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	392,551
任期付 職員	1	149,610							
	2	181,928							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員お よび任 期付職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200	

42	372, 100	438, 000	491, 900	549, 600
43	373, 600	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	
89		482, 400	541, 100	

	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再雇用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付 職員		272,600			

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員お よび任 期付職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,013	188,170	223,610	249,787	281,803	329,223
	2	151,422	189,781	225,221	250,995	283,816	331,237
	3	152,832	191,392	226,832	252,203	286,031	333,452
	4	154,241	193,003	228,442	253,612	288,146	335,667
	5	155,449	194,513	229,852	254,821	290,260	337,479
	6	157,262	196,023	231,463	256,029	292,374	339,694
	7	158,973	197,634	232,973	257,237	294,489	341,707
	8	160,685	199,145	234,584	258,344	296,603	343,922
	9	162,396	200,755	235,691	259,653	298,616	345,735
	10	164,108	202,467	237,202	260,660	300,831	347,849
	11	165,819	204,078	238,611	261,667	302,946	349,963
	12	167,632	205,789	239,819	262,674	305,161	352,077
	13	169,142	207,199	241,430	263,982	307,174	353,588
	14	171,055	208,810	242,840	265,291	309,087	355,601
	15	173,068	210,421	244,048	266,902	311,201	357,514
	16	174,981	212,032	245,457	268,312	313,215	359,528
	17	176,894	213,441	246,363	269,822	315,229	361,340
	18	178,807	215,052	247,572	271,634	317,242	363,354
	19	180,619	216,764	248,780	273,446	319,356	365,367
	20	182,532	218,475	249,988	275,259	321,471	367,381
	21	184,445	219,784	251,397	277,071	323,283	369,193
	22	185,955	221,294	252,404	278,883	325,297	371,207
	23	187,466	222,704	253,411	280,695	327,109	373,321
	24	188,976	224,214	254,519	282,407	329,122	375,435
	25	190,587	225,623	255,727	284,219	330,834	376,845
	26	191,896	227,033	257,036	286,132	332,747	378,657
	27	193,406	228,342	258,445	288,045	334,761	380,469
	28	194,815	229,651	259,955	289,857	336,774	382,181
	29	196,326	230,959	261,365	291,569	338,083	383,993
	30	197,534	232,369	263,076	293,381	339,895	385,503
	31	198,843	233,879	264,788	295,193	341,607	387,114
	32	200,151	235,289	266,399	297,106	343,419	388,826
	33	201,561	236,396	267,808	298,818	345,131	390,135
	34	202,970	237,705	269,621	300,529	346,943	391,443
	35	204,279	238,712	271,332	302,342	348,856	392,752
	36	205,689	240,021	273,044	304,154	350,668	393,960
	37	206,796	241,430	274,554	305,463	352,480	395,068
	38	208,105	242,739	276,265	307,174	354,192	396,276
	39	209,414	243,846	277,977	308,684	355,803	397,383
	40	210,723	245,155	279,588	310,295	357,514	398,491
	41	211,830	246,464	281,098	312,007	358,722	399,296
	42	213,038	247,572	282,709	313,718	359,830	400,102
43	214,247	248,780	284,421	315,329	361,038	400,907	

44	215,455	249,887	286,132	317,041	362,246	401,713
45	216,663	250,995	287,642	317,947	363,454	402,115
46	217,770	252,404	289,354	319,356	364,260	402,720
47	218,777	253,914	291,065	320,867	365,468	403,223
48	219,885	255,223	292,676	322,478	366,575	403,626
49	220,891	256,834	293,884	323,887	367,582	404,028
50	221,898	258,244	295,495	325,196	368,589	404,330
51	222,804	259,653	296,804	326,404	369,596	404,632
52	223,811	260,962	298,415	327,713	370,603	404,934
53	224,214	262,070	299,724	328,820	371,408	405,237
54	225,120	263,479	301,234	329,827	372,213	405,539
55	225,825	264,889	302,644	330,935	373,120	405,841
56	226,731	266,197	304,154	331,941	374,026	406,143
57	227,436	267,003	305,161	332,445	374,529	406,445
58	228,342	268,312	306,369	333,351	375,335	406,747
59	229,047	269,621	307,577	334,156	376,140	407,049
60	229,852	270,929	308,986	335,063	376,945	407,451
61	230,758	271,836	310,295	335,868	377,348	407,653
62	231,564	273,044	311,503	336,170	378,053	407,955
63	232,470	274,353	312,812	336,774	378,758	408,257
64	233,476	275,661	314,020	337,479	379,462	408,559
65	234,081	276,467	315,430	338,083	379,865	408,760
66	234,886	277,574	316,235	338,788	380,469	
67	235,691	278,480	317,041	339,492	381,174	
68	236,497	279,588	317,846	340,197	381,778	
69	237,202	280,595	318,450	340,902	382,181	
70	237,906	281,601	319,155	341,405	382,684	
71	238,611	282,709	319,860	342,009	383,188	
72	239,215	283,816	320,464	342,614	383,691	
73	239,920	284,421	321,169	342,916	384,295	
74	240,725	285,125	321,370	343,520	384,798	
75	241,531	285,629	321,974	344,023	385,403	
76	242,236	286,434	322,578	344,627	386,007	
77	242,638	287,240	323,182	345,131	386,510	
78	243,242	287,844	323,686	345,634	387,013	
79	243,846	288,448	324,189	346,137	387,517	
80	244,451	289,052	324,693	346,540	388,020	
81	244,753	289,757	325,297	346,842	388,322	
82	245,155	290,260	325,800	347,144	388,826	
83	245,558	290,663	326,203	347,547	389,228	
84	245,860	291,065	326,706	347,849	389,631	
85	246,162	291,267	327,210	348,352	390,034	
86		291,468	327,612	348,654		
87		291,669	327,814	348,956		
88		291,871	328,216	349,258		
89		292,274	328,619	349,661		
90		292,475	329,022	349,963		
91		292,676	329,424	350,366		
92		292,878	329,827	350,668		
93		293,280	330,129	351,071		
94		293,482	330,331	351,373		

	95		293,683	330,733	351,675		
	96		293,985	331,035	351,977		
	97		294,388	331,237	352,279		
	98		294,690	331,539	352,682		
	99		294,891	331,841	353,084		
	100		295,193	332,143	353,487		
	101		295,495	332,344	353,990		
	102		295,697	332,646	354,393		
	103		295,898	333,049	354,796		
	104		296,200	333,250	355,199		
	105		296,502	333,452	355,702		
	106			333,653			
	107			334,056			
	108			334,257			
	109			334,458			
	110			334,861			
	111			335,264			
	112			335,667			
	113			335,868			
再雇用 職員		189,983	216,764	245,155	258,646	284,018	324,995
任期付 職員			188,170				

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員お よび任 期付職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	164,108	191,795	240,121	262,875	287,844	332,344	376,643
	2	165,517	193,909	241,934	263,882	289,656	334,458	379,261
	3	167,028	196,023	243,746	264,788	291,468	336,472	381,979
	4	168,437	198,037	245,558	265,895	293,381	338,687	384,597
	5	169,947	200,151	246,968	266,499	295,093	340,701	386,812
	6	171,458	202,467	248,276	267,506	296,905	342,815	389,228
	7	172,968	204,783	249,384	268,312	298,818	344,929	391,544
	8	174,478	207,098	250,693	269,319	300,630	347,043	393,860
	9	175,787	209,515	251,700	270,426	302,543	348,554	395,873
	10	177,498	210,924	252,807	271,231	304,456	350,567	397,988
	11	179,109	212,334	253,713	272,339	306,268	352,480	400,203
	12	180,619	213,542	254,619	273,547	308,181	354,494	402,518
	13	182,130	214,951	255,827	274,856	309,691	356,407	404,431
	14	184,143	216,361	256,935	276,064	311,302	358,521	406,445
	15	186,157	217,871	257,740	277,272	313,114	360,635	408,660
	16	188,170	219,079	258,747	278,682	314,927	362,649	410,875
	17	190,385	220,489	259,351	279,991	316,638	364,662	412,888
	18	192,500	221,999	260,257	281,400	318,249	366,676	415,103
	19	194,614	223,509	261,264	282,608	319,961	368,790	417,318
	20	196,728	225,019	262,170	283,917	321,672	370,905	419,432
	21	198,843	226,227	263,076	285,528	323,082	372,616	421,345
	22	201,057	227,939	264,083	287,139	324,592	374,730	423,258
	23	203,272	229,651	264,989	288,649	326,102	376,845	425,070
	24	205,487	231,362	265,996	290,059	327,612	378,858	426,983
	25	207,501	232,671	267,204	291,367	329,022	380,872	428,695
	26	208,810	234,383	268,312	293,180	330,431	382,483	430,306
	27	210,018	236,094	269,520	294,992	331,941	384,396	432,017
	28	211,327	237,806	270,728	296,703	333,552	386,309	433,628
	29	212,535	239,417	271,936	298,012	334,660	388,121	434,937
	30	213,642	240,826	273,446	299,623	336,170	389,832	436,246
	31	214,951	242,135	275,057	301,234	337,580	391,745	437,857
	32	216,159	243,242	276,467	302,946	339,090	393,558	439,367
	33	217,468	244,451	278,078	304,355	340,701	395,269	441,079
	34	218,777	245,558	279,588	305,865	342,211	396,981	442,689
	35	220,086	246,464	280,897	307,476	343,822	398,793	444,099
	36	221,395	247,572	282,206	309,087	345,332	400,505	445,509
	37	222,603	248,478	283,816	310,396	347,043	402,115	446,616
	38	224,013	249,585	285,226	311,805	348,654	403,827	447,925
	39	225,321	250,491	286,736	313,215	350,165	405,639	449,234
	40	226,731	251,599	288,146	314,826	351,775	407,451	450,643
	41	227,637	252,102	289,455	316,336	352,984	408,962	451,650
	42	229,047	253,008	290,965	317,746	354,494	410,472	452,355
	43	230,456	253,914	292,475	319,155	356,004	411,982	453,160
	44	231,866	254,821	294,086	320,665	357,414	413,291	453,764
45	233,074	255,626	295,395	321,471	359,024	414,398	454,670	

46	234, 483	256, 633	296, 804	322, 880	360, 031	415, 506	455, 375
47	235, 792	257, 539	298, 314	324, 290	361, 541	416, 613	456, 181
48	237, 101	258, 546	299, 825	325, 800	362, 850	417, 822	456, 986
49	238, 108	259, 553	300, 932	326, 907	364, 260	419, 130	457, 691
50	239, 215	260, 660	302, 241	328, 317	365, 669	420, 238	458, 396
51	240, 222	261, 868	303, 449	329, 626	366, 978	421, 446	459, 100
52	241, 329	263, 076	304, 859	330, 935	368, 388	422, 553	459, 906
53	242, 236	264, 184	306, 268	332, 344	369, 898	423, 762	460, 711
54	243, 343	265, 694	307, 577	333, 754	371, 106	424, 768	461, 517
55	244, 350	267, 104	308, 986	335, 163	372, 213	425, 876	462, 221
56	245, 357	268, 513	310, 396	336, 472	373, 422	426, 983	462, 926
57	246, 061	270, 023	311, 201	337, 378	374, 529	428, 091	463, 732
58	247, 068	271, 634	312, 410	338, 687	375, 435	428, 594	
59	247, 773	273, 144	313, 618	339, 895	376, 442	429, 198	
60	248, 780	274, 655	315, 027	341, 204	377, 449	429, 601	
61	249, 686	276, 064	316, 135	342, 312	378, 053	430, 205	
62	250, 693	277, 574	317, 444	343, 218	378, 858	430, 709	
63	251, 498	279, 084	318, 752	344, 426	379, 664	431, 111	
64	252, 505	280, 393	319, 961	345, 735	380, 469	431, 615	
65	253, 411	281, 803	321, 269	346, 842	381, 174	432, 219	
66	254, 317	283, 313	322, 578	348, 050	381, 879	432, 621	
67	255, 425	284, 823	323, 887	349, 258	382, 684	432, 924	
68	256, 331	286, 333	325, 196	350, 366	383, 389	433, 226	
69	257, 136	287, 441	325, 901	351, 373	383, 993	433, 628	
70	258, 244	288, 951	327, 008	352, 380	384, 597		
71	259, 351	290, 461	328, 116	353, 487	385, 302		
72	260, 459	291, 871	329, 022	354, 594	385, 906		
73	261, 868	292, 878	330, 331	355, 400	386, 611		
74	263, 177	294, 287	331, 035	356, 507	387, 114		
75	264, 486	295, 495	332, 143	357, 615	387, 718		
76	265, 694	296, 804	333, 351	358, 722	388, 222		
77	266, 701	298, 214	334, 458	359, 427	388, 624		
78	267, 808	299, 523	335, 667	360, 233	389, 228		
79	269, 117	300, 731	336, 774	361, 038	389, 732		
80	270, 325	302, 040	337, 982	361, 743	390, 034		
81	271, 231	302, 543	339, 090	362, 347	390, 336		
82	272, 238	303, 751	340, 197	362, 850	390, 839		
83	273, 346	304, 859	341, 204	363, 454	391, 242		
84	274, 453	306, 067	342, 312	363, 958	391, 544		
85	275, 259	307, 174	343, 218	364, 562	391, 846		
86	276, 165	308, 382	344, 224	365, 065	392, 349		
87	277, 272	309, 591	345, 131	365, 669	392, 853		
88	278, 380	310, 698	346, 137	366, 173	393, 256		
89	279, 185	312, 007	347, 144	366, 575	393, 558		
90	280, 091	313, 215	347, 950	366, 978	393, 960		
91	280, 897	314, 423	348, 755	367, 582	394, 464		
92	281, 904	315, 631	349, 560	368, 086	394, 866		
93	282, 810	316, 437	350, 165	368, 388	395, 269		
94	283, 816	317, 142	350, 769	368, 891			
95	284, 723	317, 846	351, 473	369, 294			
96	285, 729	318, 450	352, 077	369, 596			

97	286,333	319,155	352,480	370,200
98	287,139	319,457	352,883	370,703
99	287,743	320,061	353,386	371,207
100	288,649	320,766	353,789	371,710
101	289,455	321,169	354,292	372,314
102	290,260	321,773	354,695	372,818
103	291,065	322,377	355,199	373,321
104	291,871	322,981	355,601	373,724
105	292,576	323,384	355,903	374,328
106	293,079	323,887	356,407	374,831
107	293,582	324,390	356,809	375,335
108	294,086	324,894	357,111	375,838
109	294,287	325,297	357,615	376,442
110	294,589	325,699	358,118	376,845
111	294,791	326,001	358,622	377,348
112	295,193	326,303	359,125	377,852
113	295,495	326,706	359,628	378,456
114	295,697	327,109	360,132	
115	296,099	327,512	360,635	
116	296,401	327,814	361,038	
117	296,703	328,015	361,441	
118	297,006	328,317	361,843	
119	297,308	328,720	362,347	
120	297,710	328,921	362,850	
121	298,012	329,122	363,253	
122	298,415	329,424	363,756	
123	298,717	329,727	364,260	
124	299,120	330,029	364,763	
125	299,321	330,230	365,065	
126	299,523	330,532		
127	299,825	330,935		
128	300,227	331,136		
129	300,429	331,337		
130	300,731	331,539		
131	301,133	331,941		
132	301,536	332,143		
133	301,737	332,445		
134	302,040	332,848		
135	302,442	333,250		
136	302,744	333,653		
137	302,946	333,955		
138	303,248	334,358		
139	303,650	334,761		
140	303,952	335,163		
141	304,154	335,465		
142	304,557	335,868		
143	304,959	336,170		
144	305,261	336,573		
145	305,463	336,875		
146	305,664	337,278		
147	305,966	337,680		

	148	306,369	338,083					
	149	306,570	338,385					
	150	306,771	338,788					
	151	307,074	339,190					
	152	307,376	339,593					
	153	307,778	339,895					
	154	307,980						
	155	308,181						
	156	308,483						
	157	308,785						
	158	309,087						
	159	309,389						
	160	309,691						
	161	310,094						
	162	310,396						
	163	310,698						
	164	311,000						
	165	311,403						
	166	311,705						
	167	312,007						
	168	312,309						
	169	312,712						
再雇用 職員		236,698	257,136	264,385	274,655	291,065	328,418	373,120
任期付 職員			200,151					